



7 消安第 512 号
令和 7 年 4 月 25 日

奈良県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について」の一部改正について

平素より動物薬事行政の推進に御理解、御協力いただき感謝いたします。
今般、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和 7 年農林水産省令第 22 号）の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 畜 A 第 728 号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、このことについて貴管轄下の動物用医薬品等の販売業者に御周知いただくようお願いいたします。

なお、別添のとおり、関連団体宛てに通知したことを申し添えます。